

**「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響  
評価書【静岡県】平成26年8月」  
に基づく事後調査報告書  
（導水路トンネル等に係る調査及び影響検討結果）**

平成29年1月

**東海旅客鉄道株式会社**



# 目 次

第1章 事業の概要	1-1
1-1 対象事業の名称	1-1
1-2 事業者の氏名及び住所	1-1
1-3 対象事業の目的及び内容	1-1
1-4 工事の概要	1-1
1-4-1 工事位置	1-1
1-4-2 工事内容	1-4
第2章 事後調査を行った理由	2-1
第3章 事後調査の項目及び手法	3-1-1-1
3-1 調査及び影響検討の手法	3-1-1-1
3-1-1 調査及び影響検討項目の選定	3-1-1-1
3-1-2 調査及び影響検討手法の選定	3-1-2-1
3-1-3 専門家等による技術的助言	3-1-3-1
第4章 事後調査の結果	4-1-1-1-1
4-1 調査の結果の概要及び影響検討の結果	4-1-1-1-1
4-1-1 大気環境	4-1-1-1-1
4-1-1-1 大気質	4-1-1-1-1
4-1-1-2 騒音	4-1-1-2-1
4-1-1-3 振動	4-1-1-3-1
4-1-2 水環境	4-1-2-1-1
4-1-2-1 水質	4-1-2-1-1
4-1-2-2 地下水の水質及び水位	4-1-2-2-1
4-1-2-3 水資源	4-1-2-3-1
4-1-3 土壌環境・その他	4-1-3-1-1
4-1-3-1 重要な地形及び地質	4-1-3-1-1
4-1-3-2 土壌汚染	4-1-3-2-1
4-1-3-3 文化財	4-1-3-3-1
4-1-4 動物・植物・生態系	4-1-4-1-1
4-1-4-1 動物	4-1-4-1-1
4-1-4-2 植物	4-1-4-2-1
4-1-4-3 生態系	4-1-4-3-1
4-1-5 人と自然との触れ合い	4-1-5-1-1
4-1-5-1 景観	4-1-5-1-1
4-1-5-2 人と自然との触れ合いの活動の場	4-1-5-2-1

4-1-6 環境への負荷	4-1-6-1-1
4-1-6-1 廃棄物等	4-1-6-1-1
4-1-6-2 温室効果ガス	4-1-6-2-1
4-2 環境の保全のための措置	4-2-1
4-2-1 大気環境	4-2-2
4-2-2 水環境	4-2-13
4-2-3 土壌環境・その他	4-2-24
4-2-4 動物・植物・生態系	4-2-27
4-2-5 人と自然との触れ合い	4-2-38
4-2-6 環境への負荷	4-2-41
4-3 検討結果の不確実性が大きい場合及び環境保全措置の効果に係る 知見が不十分な場合の調査	4-3-1
4-4 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	4-4-1
第5章 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが 明らかになった場合の対応の方針	5-1
第6章 業務の委託先	6-1

資料編 (別冊)

資料編 (非公開版) (別冊)

## まえがき

中央新幹線については、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年5月18日法律第71号）に基づき、平成23年5月に、国土交通大臣が、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）を営業主体及び建設主体に指名し、整備計画を決定のうえ、当社に対して建設の指示を行った。これを受けて、当社は、まずは第一段階として計画を推進する東京都・名古屋市間について、環境影響評価を実施し、静岡県内においては「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【静岡県】（平成26年8月）」（以下、「評価書」という。）をとりまとめ、平成26年10月17日に工事実施計画（その1）の認可を受けた。その後、静岡県環境影響評価条例に基づき、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【静岡県】平成26年8月」に基づく事後調査計画書（以下、「事後調査計画書」という。）をとりまとめ、平成26年11月4日に静岡県知事及び静岡市長へ送付した。

その後、当社では大井川水資源検討委員会を設置し、この委員会で確認された内容に基づき、環境保全措置を具体化したものとして導水路トンネルを計画することとした。また、導水路トンネルを計画したことを踏まえ、既存の改変された土地であり、また地元井川地区からの要望でもある荊石付近を発生土置き場の計画地として検討することとした。

さらに、評価書において計画地として示した発生土置き場について、環境保全措置を具体化したものとして、扇沢源頭部の発生土置き場を回避し、燕沢付近の発生土置き場を中心とする計画とした。これに伴い、評価書において環境保全措置として設置することとしていた工事用道路（トンネル）について、燕沢付近の発生土置き場を中心に運搬可能なルート計画とした。

本報告は、導水路トンネル及び工事用道路（トンネル）について、環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められることから調査及び影響検討を事後調査として実施し、また、荊石付近の発生土置き場について、環境への影響が考えられる付帯施設であることから、事後調査計画書に対する静岡県知事意見等を踏まえて調査及び影響検討を事後調査として実施したため、その結果について事後調査報告書として取りまとめたものである。

